

---

◎議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第5号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3議案を一括議題に供します。議案第4号、5号及び6号の提案理由の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは議案第4号から6号まで一括説明をさせていただきます。

まず議案第4号でございます。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。特別職の職員で常勤のものも給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年11月26日提出。白老町長。

改正条文及び附則につきましては省略をさせていただき、次のページ議案説明に入らせていただきます。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。本年8月7日人事院は官民較差等に基づく国家公務員に係る給与等の判定を行うよう勧告を行った。国においては勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合についても国に準じるため本条例の一部を改正するものである。なお平成26年度期末手当は0.15月分の引き上げを12月支給分について、平成27年度以降の期末手当は0.075月分の引き上げを6月及び12月支給分についてそれぞれ行うものである。以上でございます。

続きまして議案第5号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年11月26日提出。白老町長。

改正条文及び附則については、省略をさせていただき議案説明でございます。議案説明につきましても先ほどの議案第4号と同様でございます。教育委員会教育長の期末手当の支給割合についても国に準じて本条例の一部を改正するものであり、26年度の期末手当は0.15月分の引き上げを12月支給分について、平成27年度以降の期末手当は0.075月分の引き上げを6月及び12月支給分についてそれぞれ行うとするものでございます。

続きまして議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 11 月 26 日提出。白老町長。

改正条文及び附則につきましては省略をさせていただき議案説明でございます。議案説明についても議案第 4 号、5 号と同様、議会議員の期末手当の支給割合についても国に準じて本条例の一部を改正するものでございまして、平成 26 年度期末手当は 0.15 月分の引き上げを 12 月支給分について、平成 27 年度以降の期末手当は 0.075 月分の引き上げを 6 月及び 12 月支給分についてそれぞれ行うとするものでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） これは第 4 号、第 5 号、第 6 号一括ですか。

○議長（山本浩平君） どれでも構いませんし一括でも構いません。

○13 番（前田博之君） それでは第 4 号の部分について、町長の期末手当の議案提案に対して町長に質問をいたしますので町長から答弁をいただきたいと思います。国の人勧については強制力を持たないということも含めて先ほど同僚議員と副町長からのやりとりでも一定程度の理解はしたつもりであります。議案説明のとおり一般職の期末手当の引き上げに準じて理事者も期末手当 0.15 月分引き上げる議案がただいま提案されました。この人勧については先ほど副町長から答弁ありましたが月給、賞与ともに引き下げあるいは据え置きが続いているのがプラス勧告は 7 年ぶりです。その理由は今も議論ありましたがベースアップした民間企業が多く官民較差が拡大したため給与アップにつなげたいとしています。一方で白老も含めて地域の経済の状況を見た時に白老町の民間給与実態に即しているのかという疑問に思っている私も含め町民の方々の声も耳にします。そこで町長も民間出身ですから十分にご承知していると思いますけれども、民間の場合は企業の賞与、ボーナスは決算賞与という意味合いがあつて一般的には業績がよかった場合に支給されます。しかし白老町の行政経営これは赤字財政で、先ほど同僚議員からもありましたけれども二度目となる財政健全化プランを策定し町民に対して超過課税を 4 年間延長して大きな負担を強いている中で平成 32 年度まで財政再建の真ただ中に今あります。町長もみずからの給与を削減して町民から預かっているまちの財政赤字の解消に努めてはいます。しかし大きな負担と行政サービスの低下によって町民の暮らしに多大な影響を与えている責任は非常に重いものが私はあると思います。当然私も議員として政治的責任は強く認識していますし感じています。白老町トップとして戸田町長の責任は大きいものだと思っています。財政危機から脱却するため町民は増税に耐えて我慢しているのです。町長の財政再建の姿勢は理解はしていますが、財政再生団体への転落が予想される危機的財政状況にあるということから平成 26 年 3 月に財政再生を 4 年間延長した。それにもかかわらず今回町長みずから期末手当増額の議案を提出したことに対して真意を図りかねます。行政庁のトップあるいは白老町民のトップとしてどうなのかと思います。そこで町長が期末手当を増額することをみずから提案しましたがけれどもその考え方をちょっとお聞きかせください。

○町長（戸田安彦君） 冒頭民間の企業のお話をされていましたが確かに業績によって月給もしくは期末手当をふやすということもありますし減らすということもあるのは民間企業で当たり前のようによっております。民間企業は全部ではないですけど経営者のそのときそのとき

の判断で毎月給料の増減もできますしボーナスの判断も手当てもできます。ただ行政の中は例えば理事者の考え方によって毎月今月よかったから今月上げる、来月上げる下げるということではできないので人事院勧告これがまずベースになっていくという考えでございます。考え方ということでありますのでお話をさせていただきますと、まず人事院勧告のベースで職員も含めて私たちの給与ベースも含めてこれにのっかってやっていくということでございます。お話の中に財政再建の真っただ中でこういうことの考えはということではよろしいかと思うのですが、確かに今ここで給料を上げるという提案がありますがこれは白老町独自で提案しているわけではなくて法律にのっかってしているところと、ことしからスタートしたわけでございますがそれにあわせて財政健全化プランの中で増減があってもその中できちんとプランのとおりいけるという判断のもと職員も含めて特別職もこういう形で提案させていただいておりますので、これが過剰にプランどおりにいかないような計画だと考えを改めなければならないというふうに思いますが、その中でやっていけるという判断でございますので今回このように提案をさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 細かいことはいいません。ただ人勧の引き上げが金科玉条のごとくいいますけれどもこれは拘束力を持たないのです。そこだけは十分に理解して答弁をしていただければ町民も誤解します。これは町長の裁量でできる話です。私は職員に対しては一步譲っても理事者は経営者でありますから。これは法的に今こういうように拘束力ないのです。町長の裁量です。私はどの部分を聞いているのです。

それと今健全化プラン中で増減ないとおっしゃいました。いいですか、職員は別にしても町長は給料35%引き下げている。しかし先般の議会でボーナスも入れた給与を含めると32%削減だといいました。それでは事務当局にお聞きしますけれども今回のボーナスの支給の積算根拠はどうなっていますか。町長だって35%カットした分に今人勧で上がった率を掛けていませんよね。元の80数万円の給料に掛けて出していますよね。私はそういう認識を踏まえた中で町長が人勧の拘束力を持たない中でみずから裁量権を出したのかと、それはなぜですかということをお聞いているのです。以上です。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 一般職を含めて特別職も全て手当につきましてはあくまでも基本給に対しての率を掛けて算出しております。今一般職も含めて理事者も月額給与のみで削減をしております町長は45%やっておりますけど、それでは全部で期末手当も含めてならずと何%なのかというではないのですか。先ほどもご答弁したとおり月末給与のみ削減をしております、ボーナスの積算については削減後の額ではなくあくまでも基本給に対して期末手当の率を掛けて算出しております。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ご質問のとおり特別職については人事院勧告を準用するといえますか、特に今までの取り扱いについても給与については職員は順じてと、尊重してということなんです。当然特別職のほうについてはそういうような基準がないので報酬等審議会に諮問しまして答申をいただいているという中で額を決定している。ただその額が今の財政状況からどうなのかというようなことを踏まえて自分たちの給料の削減をしている。いわゆる期末手当の

元数字は元々の数字でしょうというようなことは、前にも給与改定のごときにご質問あった趣旨と同じだと思います。いわゆる年収額で何%落とすかと。その手法として月額給料に該当させるか期末手当に該当させるか。同じ答弁でありますけれども従前の段階では職員の取り扱いについては月額給からやっていて期末勤勉のほうは元々の数字で削減をしないというふうな取り扱いだったので特別職についても比較するときにわかりやすいようにそういう取り扱いをしたと。したがって45%なのですからけれども平均にならずと35%くらいになる。今手元に持っていませんけれどもそれくらいになると。その方法としてご質問の中では給与でやったらどうかというようなお話もありましたけれども、そのときにご答弁したとおりに比較するときにお互いにどの程度やっているということがわかりやすいというようなことで、これは方法論の話ですので年収額で比較したときに何%やっているということの方法論といいますか月額でやったということなのでまずは基本的にはそういう考え方でいたと。しからばこの期末手当これだつて別に人勧に特別職は拘束される何ものもない。先ほどいったとおりに国家公務員のことでですから地方公務員はそれに準じてということをやっているということは今までの取り扱いとしても当然そういう形でできていますので、今の考え方としてこういう状況なので自分たちみずからのところは手をつけなくてもいいのではないかというような考え方のご質問だと思いますけれども、これについては基本的に先ほどと答弁重なりますけれども、基本的にベースということでは人事院勧告の取り扱いを今までも従前どおりきていますので、そういう考え方は踏襲させてもらっていると。ただ年収ベースで考えたときに何%削減したらいいのかという率につきましては年収を勘案したときに率を定めさせてもらって提案させてもらっているという考えです。サイドになりますけれどもこの手当については基本的には従前の取り扱いのとおり人事院勧告からきていますけれども職員に準じた同率を支給するという考え方で今回提案させてもらいました。

○議長（山本浩平君） ほか。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 簡単な質問なのですがけれども、この6号議案これは町長が議会議員の報酬費用弁償についての提案をしていますが、私は議会の報酬というのは特別報酬審議会に諮問をして町長とよく相談をして、そして議会が判断するわけです。そこで今回特別報酬審議会とご相談されたのかどうか1つと、それから議会議長と相談されての提案なのか。この点だけお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 誤解されたら困りますが訂正をします。報酬等審議会に諮問します。そのときは町長、副町長それから議会議員の報酬額を諮問します。今回提案しているのは報酬額ではないのです、率なのです。その率は諮問事項ではないのです。ですから今回は従前の取り扱いの人事院勧告に基づいて率の改正を提案させてもらったという内容でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 私の勉強不足だったと思います。ただこの6号議案については我々のことですから質問をしても答える方がいないのです。ですから討論でやるしかないと思っっているのですが、そういうことで今の副町長いわれたことは私の勉強不足だったかもしれません理解いたしました。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。最初に議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員。賛成11。

よって議案第4号は賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に議案第5号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員。賛成11。

賛成多数により議案第5号は可決されました。

次に議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

5番、松田謙吾議員。

○議長（山本浩平君） 議案第6号の議会の報酬の費用弁償についての反対討論をいたします。本来反対討論ではなく議論すればいいのですが的がないものですから反対討論しかないと思って反対討論をいたすことにしました。

議員報酬及び費用弁償についての一部改正の反対討論をいたします。まず地方議員は建議を兼職に許された非常勤の職であります。だから給与ではなく報酬として支払われているのが議員報酬であります。もう1つは非常勤公務員に労働の対価として労働日数に応じ支払われるものがこの議員報酬であると私はそう思っております。身分保障でも生活給でもないといわれております。平成23年議員定数は法定上限を撤廃されて定数も議会みずから決定することになっております。議員報酬の決定については特別職報酬等審議会と市長が先ほども話しましたが、その結果を議会が承認し条例化するといった手続きを条例で定めております。審議会と協議が

なされたかという質問では先ほどのご答弁のとおりかと思うしております。特別職の給与削減、職員給与削減そして町立病院の給与削減、今財政が厳しい中で削減をしていないのは議会だけであります。平成 13 年財政規模に占める借金返済額、実質公債比率が 11%のまちは北海道で 8 市町村です。夕張に次いで白老は 2 番目 21.6%。厳しい財政状況が浮き彫りにされている中で、そして先ほども話したが財政が大変厳しい中でボーナスに当たる一部改正には私は町民の理解は得られないと。理解する人もいるかもしれないけれども私は大方の町民は理解できないと思います。私も新たな民間との格差、格差の是正としてボーナスを引き上げるわけですから私は町民の立場からいっても議員のボーナスについては反対をいたしたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 次に本案に対する賛成の討論の発言を許します。

10 番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） それでは第 6 号議案に対します賛成討論を行わせていただきたいと思ひます。まず本案を述べるときにこの根元と申しますか、職員の給与を今回議案で可決をされました。人事院が民間との格差を是正するためにこの基準を変えましょうというのが今回出されている議案の本趣旨かというふうに私は理解をしてございます。それは報酬を審議するというのではなく今回の期末手当のパーセンテージの基準をきちんと定めようというのが本案の趣旨であり報酬をカットする、地域の状況を考へて今職員さん、特別職やっていますが給料のカットというものは私はこの場で審議する問題ではなく、基準を変えてしまうとそちらのほうにも全体的な影響が及びます。各地域との格差が基準を変えると大きな差が生まれてしまいます。ですから基準は基準としてきちんと足並みをそろえておくべきではないか。その上で報酬等は今どうなのか。今の現在の報酬が本当によろしいのかどうなのか。特別職報酬等審議会では現状でという話で答申を受けておりますが、それでいいのかどうなのかそれを話し合う場は現在議会運営委員会のほうで定数と一緒に議論をされております。そちらのほうできちんと議論を重ね、そして本会議に諮るべきものと私は考へておりますので議案第 6 号につきましてはその基準となるべきものですのでなるべく他の地域とも格差のないように、そこからそれを基準として考へられるようにということでこの議案には賛同させていただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 次に本案に対する反対討論の発言を許します。

13 番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 13 番、前田です。議案第 6 号 議会の議員の報酬及び費用弁償に等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

過日政府から発表があり 7 月から 9 月期の国内総生産は 2 期連続のマイナス成長で、このことから消費税 10%への増税が先送りされることになりました。実体経済が停滞している中で電気料金、灯油、ガソリンや食料品等の値上げが続き、一方では実質賃金が下がり年金額の引き下げなどで町民の皆さんの暮らしは厳しいものを強いられております。そこで私は町民の収入状況について調べてみました。町民の所得金額の実態を平成 26 年度の町民税課税状況から見ますと、町民の給与所得者の平均 1 人当たりの所得額は 254 万 4,000 円になっています。3 年前の平成 24 年度と比較しますと 3.5%下がっています。またその他の所得者の主となる年金生活者の平均 1 人当たりの所得は 147 万 1,000 円です。比較しますと 5.5%下がっている

という大変厳しい状況がわかりました。さらに非課税者は 26 年度で 6,777 人になっています。このように町内で暮らす年金生活者や勤労者の所得は毎年減少していて町民の暮らしは実際の数字上からはもちろんのこと生活感覚からも非常に厳しい状況にあることは明々白々であります。町政においてはこれまでも議論されていますけれども二度目の財政危機から固定資産税、法人町民税等の超過課税を延長して町民にさらなる負担を強いている中であって福祉や行政サービスを削減対象にするなど負担増を進めています。さらに来年度以降は下水道及び上水道料金の公共料金の値上げが予定されております。ますます町民の暮らしが圧迫されようとしています。このような状況下にあるにもかかわらず議員の報酬の自主削減は行われておりません。当時の町長が普通のまちに戻ったと明言して新財政改革プログラムを改定しましたが、この時点で議員報酬の自主削減の議論はとまってしまっております。今同僚議員から今もしていますということもありますから、されているということも私も多少認識しております。こうしている間にも白老町は二度目の財政危機に陥り、再度財政再建計画を策定し財政健全化を進めるべく取り組んでいる中であって議会は議員の報酬の削減に現在まで手をつけようとせず議員みずから身を切る姿勢を示しておりません。あるかもしれません。さらに議員定数削減の議論が定まらない中であって議員の期末手当増額の議案が提案されました。この期末手当の増額は国の人事院勧告によるものですが私たち白老町議会の議員として誠意ある政策、政治判断で据え置きとすることもできます。町民感覚を伴った白老町民の代表、代弁者である議会議員が多くの町民の皆さんの日々の暮らしに苦心されておられる今日、いまだ議員みずから身を切る覚悟を示すことなく議員の期末手当を増額することは町民の誰が認めるでしょうか。やはり誰のための議会か何のための議員かこの命題をみずから問い、町民の皆さんは我々議員に何を求めているのかその声を常に真摯に耳を傾ける必要があります。以上を述べて議員の期末手当増額に対しての私の反対討論とします。議員所見のご賛同を切に願うものであります。

○議長（山本浩平君） それではほかに本案に対する賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 次に討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第 6 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5 番、松田謙吾議員、7 番、西田祐子議員、13 番、前田博之議員。賛成 10。

よって議案第 6 号は賛成多数により原案のとおり可決されました